

チェック・オフの適正化の状況について

平成24年1月25日
公務員課

I 趣旨

地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、「法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない」とされている。

しかしながら、平成22年4月のチェック・オフに関する緊急自己点検の結果によれば、条例の根拠によることなくチェック・オフを行っている団体が見受けられたところであり、このような団体においては、自主的に速やかに是正に取り組むよう通知により助言を行い、また、その適正化の状況について報告を依頼したものである。

(注) チェック・オフ

…地方公共団体の会計機関が職員に直接給与を支給する以前にその一部を控除すること。

II 適正化の状況

条例の根拠規定のないチェック・オフ項目がある団体数

区 分	平成24年 1月6日現在	平成22年 4月1日現在	増 減
都道府県	1 (※1)	4	▲ 3
指定都市	—	—	—
市区町村	7 (※2)	694	▲ 687
合 計	8	698	▲ 690

※1… 新潟県

※2… [北海道] 苫小牧市、中札内村、[富山県] 氷見市、[滋賀県] 日野町、[京都府] 久御山町、
[大阪府] 東大阪市、[福岡県] 福智町